

農業資金融資要項（統一版）
（栃木県版）

JAバンク

農業資金融資要項（統一版）

目次

1	J A 農機ハウスローン融資要項（統一版）	1
2	アグリスーパー資金融資要項（統一版）	5
3	アグリマイティール資金融資要項（統一版）	8
4	J A 営農ローン（個人）融資要項（統一版）	13
5	J A 営農ローン（法人）融資要項（統一版）	16

商品概要説明書

J A農機ハウスローン

(平成26年10月1日現在)

商品名	J A農機ハウスローン
ご利用いただける方	<p>【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員 (正組合員・准組合員) であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ お借入時の年齢が 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が 76 歳未満の方。 ※ 最終償還時の年齢が 71 歳以上 76 歳未満の方は、農業後継者を連帯保証人とさせていただくことがあります。 ※ 20 歳未満の方がお借入される場合、法定代理人を連帯保証人といたします。連帯保証人の要件は以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none">① 安定した収入があり、前年度税込年収が 150 万円以上の方 (准組合員、員外の方は 200 万円以上。)。ただし、親・子・関連会社へ転籍された方で転籍後の勤続年数が 1 年未満の方は、「月収×15」が 200 万円以上ある方。② 居住年数が 1 年以上の方。③ 勤続年数 (自営業者の方は営業年数) が 3 年以上の方。ただし、親・子・関連会社へ転籍された場合は、連続勤務とみなします。○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)○ 自己の住宅 (家族名義を含む。) または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内の居住が 1 年以上の方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方。○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員 (正組合員・准組合員) であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 原則として三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期に

	<p>において繰越欠損金を有しない方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○ 設立後1年未満の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が150万円以上あること。 ○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当JAから販売業者に全額振込が可能である方。 ○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農機具の購入（中古農機を含む。）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。 ○ パイプハウス等資材、建設費用。 ○ 格納庫建設資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1,800万円以内かつ、所要額以内とします。 <p>※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が1,800万円を超えることはできません。</p>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以上10年以内とします。 ○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当JA所定の利率といたします（固定・変動金利いずれも可）。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、担保は不要です。

保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人等の方は、代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人等の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○ 保証料率 年 0.42%～年 0.49%
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、2,100円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または内部統制室（電話：0287-96-6150）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所（電話：028-625-1003）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当JA、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

商品概要説明書

アグリスーパー資金

（平成26年10月1日現在）

商品名	アグリスーパー資金
ご利用いただける方	<p>【個人】（以下の条件をすべて満たす方とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当JAの組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者の方。 ○ 当 J A との間に、営農貸越、くみあい総合口座貸越、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）、営農ローンおよびアグリスーパー資金取引を行っていない方。 ○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 【法人等】（以下の条件をすべて満たす方とします。） ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および特定農業法人・特定農業団体・特定農業団体と同様の要件を満たす方。 ○ 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しない方。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○ 設立後 1 年未満の法人等である場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年数が 150 万円以上である方。 ○ 当 J A との間に、営農貸越、くみあい総合口座貸越、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）およびアグリスーパー資金取引を行っていない方。 ○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金。 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金。 ※ 負債性資金の借換え対応は行いません。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田・畑作経営所得安定対策等にかかる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 年以内とします。

借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 ○ お借入中の利率は、金融情勢等により都度見直しさせていただきます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当座借越（随時返済型）とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された貯金口座にご入金された資金（農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など）は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、担保は不要です。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人等の方は、代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人等の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年 1 月と 7 月の貯金利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 <p style="margin-left: 2em;">なお、保証料率は年 0.50% です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または内部統制室（電話：0 2 8 7 - 9 6 - 6 1 5 0）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J A バンク相談所（電話：0 2 8 - 6 2 5 - 1 0 0 3）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

商品概要説明書

アグリマイティー資金

(平成26年10月1日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当JAの組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくはJAが定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。<ul style="list-style-type: none">① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。<ul style="list-style-type: none">(a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。(b) 一元的に経理を行っていること。(c) 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。(d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。(e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。※ (a)～(e)は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月農水省）で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件。ただし、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとします。② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。<ul style="list-style-type: none">※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。 ○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。○ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 <p>※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、他資金の借換え</p>

	<p>も行いません。</p> <p>※ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。</p> <p>① 地域の農業生産の縮小を招くような事業</p> <p>② 土地・建物等の資産を賃借して行う事業</p>
借入金額	<p>○ 事業費の100%の範囲内。</p> <p>※ただし、再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額の上限は5千万円となります。</p>
借入期間	<p>【長期資金】</p> <p>○ 原則10年以内（据置期間3年以内）。ただし、対象事業に応じ、最長20年以内。</p> <p>【短期資金】</p> <p>○ 1年以内（乗換えを認める）。</p>
借入利率	<p>○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>
借入方式	<p>○ 手形借入または証書借入とします。</p>
返済方法	<p>【長期資金】</p> <p>○ 証書借入における元金均等または元利均等返済。</p> <p>【短期資金】</p> <p>○ 手形借入または証書借入における元金均等、元利均等および期日一括返済。</p>
担保	<p>○ 担保の設定を求める場合があります。</p>
保証	<p>○ 栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人・集落営農組織の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人・集落営農組織の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>
保証料	<p>○ 保証料率 年0.42%～年0.49%</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、2,100円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または内部統制室（電話：0287-96-6150）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所（電話：028-625-1003）でも、苦情等を受け付けております。</p>

	<p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>埼玉弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

商品概要説明書

J A 営農ローン（個人）

（平成 26 年 10 月 1 日現在）

商品名	J A 営農ローン（個人）
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方とします。</p> <p>○ 当 J A の正組合員の方。</p> <p>○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 76 歳未満の方。</p> <p>○ 農畜産物販売代金を、J A 口座に入金することが見込まれる方。</p> <p>○ 生活の根拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。</p> <p>○ 当 J A との間に、営農貸越、くみあい総合口座貸越、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）、アグリスーパー資金および営農ローン（個人）取引を行っていない方。</p> <p>○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</p> <p>○ 信用状況に不安のない方。</p> <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <p>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ 営農および生活に必要なご資金とします。</p> <p>ただし、負債整理資金、経済未収金の肩代り資金、および農業以外の事業資金は除きます。</p>
契約金額	○ 1,500 万円以内（10 万円単位）で、かつ、前年度の J A への農畜産物販売

	実績額および集落営農組織から配分される労賃・利益分配金で J A 口座に入金される金額の範囲内とします。
契約期間	○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 76 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○ 変動金利とします。 ○ お借入中の利率は、金融情勢等により都度見直しさせていただきます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越（随時返済型）とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 契約極度額 500 万円以内の場合は不要です。 ○ 契約極度額 500 万円超の場合は担保提供物件に対して、原則として契約額相当の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。
保証	○ 栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○ 毎年 1 月と 7 月の利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年 0.50% です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店内部統制室（電話：0287-96-6150）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J A バンク相談所（電話：028-625-1003）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および栃木県農業信用基金協会において所

	<p>定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
--	---

商品概要説明書

J A 営農ローン (法人)

(平成 26 年 10 月 1 日現在)

商品名	J A 営農ローン (法人)
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす農業法人等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員であること。 ○ 農畜産物販売代金を、J A 口座に入金することが見込まれること。 ○ 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がないこと。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等である場合、役員・構成員 (常勤役員) の前年度税込年収が 150 万円以上であること。 ○ 当 J A との間に、営農貸越、くみあい総合口座貸越、農業経営改善促進資金 (スーパー S 資金)、アグリスーパー資金および営農ローン (法人) 取引を行っていないこと。 ○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられること。 ○ 信用状況に不安のないこと。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしていること。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金。 <p>※ 負債性資金の借換え対応は行いません。</p>
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 500 万円以内 (10 万円単位) で、かつ、前年度の J A への農畜産物販売実績額の範囲内とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日 (休日の場合は翌営業日) までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないも

	のと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 ○ お借入中の利率は、金融情勢等により都度見直しさせていただきます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越（随時返済型）とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 代表者を連帯保証人とします。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○ 毎年1月と7月の利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年0.50%です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店内部統制室（電話：0287-96-6150）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県J Aバンク相談所（電話：028-625-1003）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県J Aバンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当J A、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

附 則（24字業四発第28号）

（実施日）

この説明書は、平成24年10月1日から実施する。

附 則（25字基発第326号）

（実施日）

この説明書は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（26字基発第267号）

（実施日）

この説明書は、平成26年10月1日から実施する。